令和５年２月２４日

保護者の皆様

青森県立柏木農業高等学校
校長　浅利　成就

本校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための
休業措置等の取扱いについて

平素より本校の教育活動に御支援を賜り、感謝申し上げます。
さて、青森県教育委員会より「県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための休業措置等の取扱いについて」の方針がありました。
本校における休業措置等の取り扱いについては、県教委の方針に従い下記のとおりとなりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

記

１ 体調不良者（児童生徒）への対応

	レベル１	レベル２～
児童生徒が 発熱、のどの痛み・咳、鼻水、味覚・嗅覚障害等、いつもと異なる症状があった場合	**出席停止** ただし、症状がなくなってから少なくても１日程度経過するまで自宅にて療養すること	**出席停止** ただし、症状がなくなってから少なくても 48 時間経過するまで 自宅にて療養すること
児童生徒と同居する者が 発熱、のどの痛み・咳、鼻水、味覚・嗅覚障害等、いつもと異なる症状があった場合	**措置なし**	**出席停止**

※現在、青森県の新型コロナウイルス感染症拡大状況は「レベル１」です。

２ 陽性判明者の接触者の出席停止措置

陽性判明者の接触者（以下の要件に該当する児童生徒）については、陽性判明者との最終接触日の翌日から５日間の出席停止とし、症状がなければ６日目からの登校を可能とする。
なお、出席停止の措置については接触者に該当する児童生徒本人のみで、保護者等の就業を制限するものではない。

「接触者」
・陽性判明者と感染可能時期にマスクを着用していても手の届く範囲で 15 分以上会話をした者
・陽性判明者と感染可能期間に会話を伴って一緒に食事をした者
・陽性判明者と感染可能時期にマスクを着用していても呼気が荒くなるような運動を共にした者